人事 院 は、 個 人情 報  $\mathcal{O}$ 保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) に基づき、 人事 院規則二— <u>一</u> 五.

(人事 院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任) *(*) 部改正に関し次の人事院規則を

制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事

院規則二—一五—

人事院規則二—一五 (人事院の職員に対する個人情報の取扱い に係る権限又は事務の委任) の一部を

改正する人事院規則

人事 院規則二—一五 (人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任) の 一 部を次の

ように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表により、 改 Ī 前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第一条 総裁は、個人情報の保護に関する法律	第一条 総裁は、個人情報の保護に関する法律
(平成十五年法律第五十七号) 第百二十六条の	(平成十五年法律第五十七号)第百二十四条の
規定により、事務総長、局長、公務員研修所	規定により、事務総長、局長、公務員研修所
長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国	長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国
家公務員倫理審査会事務局長に同法第五章第二	家公務員倫理審査会事務局長に同法第五章第二
節から第五節まで(同法第七十四条及び同章第	節から第五節まで(同法第七十四条及び同章第
四節第四款を除く。)に定める権限又は事務の	四節第四款を除く。)に定める権限又は事務の
うちその所掌に係るものを委任することができ	うちその所掌に係るものを委任することができ
る。	る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。